

令和5年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第29号
地域資源マネジメント研究科内部質保証規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学「内部質保証の基本方針」に基づき、兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科（以下「本研究科」という。）で内部質保証を推進するため、内部質保証に関する実施体制について定めるものとする。

(実施体制)

第2条 本研究科の内部質保証の実施責任者は、研究科長とする。

2 内部質保証は、教務委員会において実施する。

(実施手順)

第3条 本研究科は、アセスメントプランにより、教学アセスメント（各種データの収集・分析及び教育プログラムの状況の把握・検証等）を実施する。

2 これを受けて、教務委員会は、部局内での情報共有及び必要な改善を推進するとともに、その改善した内容を公表する。

3 教学アセスメントに活用するデータ・情報の取り扱いについては、兵庫県立大学の関連規程等を遵守し、個人情報の保護に努める。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。